

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2012年6月7日

No.25

災害廃棄物輸送に関する社員の安全対策について団体交渉行う!

中央本部は6月6日に、申第13号（災害廃棄物輸送に対する社員への安全対策に関する申し入れ）に基づく団体交渉を行いました。東北地区からの災害廃棄物の受け入れが鉄道貨物輸送で全国各地に拡大されることを受け、J R 貨物会社として放射能の対策や作業の安全などについて姿勢を問い、組合員が安全で安心して働くことの出来る職場づくりを目指して交渉を行いました。

○交渉で実現を目指した項目○

- ①災害廃棄物輸送が安全である根拠を示すこと。
- ②J R 貨物会社としての安全対策を講じること。
- ③作業に従事する組合員への安全対策（マスクの配布・放射能測定器の配備等）を行うこと。

■会社の見解・考え方■

- ①災害廃棄物の放射線については、関係自治体がバックグラウンドの空間線量率、個別コンテナごとの遮蔽線量率、コンテナ積み込み後の左右側面の空間線量率を測定し、基準値以下を確認して輸送している。
- ②災害廃棄物輸送は、災害廃棄物が放射線基準（ $0.23\mu\text{Sv}$ ）以下であることが前提であり、J R 貨物として安全対策は講じていない。
- ③環境省の「ガイドライン」に則り、基準値以下の災害廃棄物を輸送しておりマスク及び線量計を配備する必要はない。

輸送を担う企業として責任ある対応をすること!

会社の無責任な対応に対して中央本部は、①政府のガイドライン・自治体が行う放射線測定結果を全面的に頼るのではなく、J R 貨物会社としての安全基準を設けること。そのことが輸送を担う企業（J R 貨物）としての責任である。②災害廃棄物輸送に関わる社員に対して、安全である根拠・線量測定値の前広な情報提供し、組合員（社員）の安全と健康を守るために関係職場に放射線測定器を配備することを求めました。

これに対して貨物会社は、①関係自治体を実施している放射能測定結果（毎日測定）を関係職場に送付できるように調整を行う。②安全の根拠については、政府・省が出している見解がJ R 貨物としての安全の根拠であり、その見解をJ R 貨物のホームページにリンクさせることを検討する。③J R 貨物として安全であることを確信しており、マスクの配布・放射能測定器の配備は行わない。と回答しました。

今回の交渉で、①輸送の安全性はJ R 貨物会社の責任であること。②放射線測定値の情報を災害廃棄物輸送に関係する職場に提供すること。併せてJ R 貨物ホームページにも掲載する。③安全の位置付けを職場に掲示することを確認しました。労働組合として組合員の安全と健康を守る立場から会社と交渉しました。中央本部は、今後も放射能測定器の職場配備など、組合員が安心して働くことの出来る職場づくりを目指して取り組みます。

安全で安心な職場環境づくりを目指します!!